

市民協働推進補助金・市民協働モデル事業の概要（参考）

区分	市民協働推進補助金	市民協働モデル事業
趣旨	市民公益活動の活性化を図り、市民の創意を活かし個性豊かな地域社会を実現するため、市民公益活動団体が行う公益的な事業の経費の一部を補助する	地域課題の解決のため、市民団体と行政が協定を締結し、対等な立場で役割分担を定め実施する協働事業 実施期間中に、市からの委託事業化、市民活動団体の独自事業化、永続的な協議会形式による事業化など、モデル事業終了後の方向性を見出す
企画募集	市民公益活動団体から公募	市が重点課題として掲げたテーマに沿った企画、または団体が自由な発想で提案する企画を市民公益活動団体から公募
実施体制	団体が単独で計画、実施 (市は主に連絡調整、広報支援)	提案団体と市の関係部局とで実現に向けて協議し、合意ができれば協定を締結、実行委員会を組織して事業を計画、実施
実施期間	単年度	最長3年度
助成内容	・事業に直接かかる経費のうち20%以上を団体が自己負担のうえ、市が上限50万円を補助	・事業に直接かかる経費として年間上限40万円の負担金を市が実行委員会に対して支出
制限	・市の他の財政的支援受給事業不可 ・同一事業に対する補助は3回まで (R1以降、同一団体3回までに変更)	市の他の財政的支援受給事業不可
審査	市民協働審議会の補助金等審査専門部会委員が応募書類及び公開プレゼンテーションをもとに審査 予算の範囲内で選考 (3回以内であっても毎回審査あり)	予算の範囲内で選考 (最長3年間の事業期間中は、審査・選考なしで継続)
報告	・年度終了時に報告書を提出 ・活動報告会（一般公開）でプレゼンテーション	
H30 予算額	2,500,000円 ※H30からNPO支援基金を充当	400,000円 (この他、継続事業用として400,000円)
根拠	市民協働推進補助金交付要綱	・市民協働モデル事業選定要綱 ・事業の実施にあたっては、事業ごとに協定書を締結し、実行委員会会則を作成